平成２４年（フ）第１０号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科521番地の４
コーポ平尾７号
債務者　奥田志津代（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第７９８号
愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ五番館1401号
債務者　斎藤　久美
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３８号
名古屋市東区東片端町54番地　市営山吹荘210号
債務者　岡野　祐子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８６号
名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　石井日出夫
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００４号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　市営喜惣治荘Ｔ５棟406号
債務者　小森　多恵（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１号
広島市中区大手町３丁目２番25―702号
債務者　笠井　秀繁
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９７号
広島県東広島市高屋町高屋堀2091番地１　レオパレス高屋堀101号
債務者　砂田　知慧（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２４号
広島市東区戸坂新町２丁目26番12号
債務者　中野　千織（旧姓濵畑）
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５８号
広島県廿日市市大野中央３丁目１番９号
債務者　住田八千代
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
山口県萩市大字紫福3216番地　畑定住住宅１号
債務者　大田　早苗
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４４号
香川県丸亀市土器町西４丁目551番地
債務者　杉原　哲也
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６４号
香川県丸亀市垂水町314番地36
債務者　中野　広紹
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１１７号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井350番地
債務者　吉岡満知子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
愛媛県松山市北条辻568番地７
債務者　福田三保子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
愛媛県松山市山越３丁目14番15号　クレセール吉村202号
債務者　髙橋奈津子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
福岡県田川郡糸田町4099番地13、前住所福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　中山　優次
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１５５号
大分市敷戸西町１番12―203号
債務者　後藤　文雄
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
大分市敷戸西町１番12―203号
債務者　後藤スエ子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係